

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第14回 議事・要旨

2014年8月4日(月) 19:00~21:00

野々市市庁舎201会議室

【委員14名】池田、玄野、大島、絹川、小竹、小松、中村、新美、林、藤田、村井、谷内、山岸、吉岡
(五十音順、敬称略)
【職員ワーキンググループ2名】山崎、水野
【ファシリテーター】森山奈美
【アドバイザー】神谷浩夫
【事務局5名】金場、栗山、中谷、舟崎、北
【欠席】大森、小堀

◇今回の会議で決定したこと

- ・提言書案を修正したものを委員に同意をとり、スケジュールを調整して市長に提言することで合意した。

提言書案を以下のように修正する。

- ・最初の文章の3行目に「市民・議会・行政の役割」に「責務」を追加
- ・最後から2行目の「現時点での検討内容をもとに」を削除、「このたび、条例策定に係る」に変更。
- ・条例づくりの指針は「シンプルで読んでみたいと思える条例」を削除して3項目にする。
- ・条例で目指すまちの姿の「-」を削除
- ・条例の骨子案の「-」を削除
- ・前文は、「野々市市の歴史や条例の基本的な考え方などを盛り込みます」に変更。
- ・第3章の自発的な活動の行政の支援に関しては入れるかどうかを検討、入れない場合もあり得る。
- ・第5章は（市民が主体的にまちづくりの場を設けることができること）の文章をとる、タイトルは「話し合いの場と決め方」。第3章で定めた協働のまちづくりを推進するために、広く市民が参加できる場をつくることを定める。

◇振り返りシートの意見（●は後日意見）

【第13回会議全体について】

- ・前半の提言書案の議論に時間がかかりすぎた。後半の条文案に盛り込みたい議題の話し合いの時間が足りなかった。(複数)

- ・今まで議論してきたことが生かされておらず、議論が少し戻ってしまう感じがする。(複数)
- ・意見を出せなかったが、皆さんの話を聞いて勉強になった。自分なりに整理したい。(複数)
- ・段々と内容が難しくなって不安を感じる。勉強不足だと感じる(複数)
- ・達成感に対する話があり、今後の参考になった。
- ・グループでの議論は、全体で話し合うよりも集中して議論でき、問題が浮き彫りになってよかった。
- ・時間内に会議が終わって良かった。
- ・若い世代の意見が出て面白かった。
- ・この委員会が遅れていて、ワーキンググループが先行している。提言書を出す前に条文ができています。
- ・市職員の参加が少ない。
- ・次回も同じグループが良い。

【提言書案について】

- ・提言書案ができてよかった。まとめよう。議論で頭の中を整理できた。色々な意見を聞いた。(複数)
- ・条例策定に係る提言書を作っていただいていたありがたい。思いが簡潔に表現された提言書案だと思う。
- ・市長への提言であり、具体的なものが必要なのか、提言書に条例案の内容を反映させるならば、この提言書案に条例の内容が影響すると思う。
- ・条例づくりの指針が3つとシンプルになり良かった。

【条例案について】

- ・言葉の意味を共有していくことが重要。一つ一つの項目の意味を考えるが、文字にすると難しい。(複数)
- ・条例の全体像を捉えることは大変重要だ。
- ・条例の作りかたについて自分の中で整理するという考え方を各委員が忘れずにいてほしい。
- ・前文の議論が出来て良かった。前文は色々な世代の市民が「自分も市民なのだ」「自分に条例が関係ある」と感じられるものにしたい。
- ・前文には若さが必要。
- ・前文は加賀市や池田市のようにしたい。
- ・条例づくりの指針が改めて重要だと思った。

- ・他の県や地域との連携を残してほしい。市民団体が野々市に住む人でなくても市が支援できるようになるのではないかな。
- ・ワーキンググループの皆さんに苦勞かけるが、うまく条文案をまとめてほしい。

【その他の意見・要望・質問】

- ・自由な意見を尊重すべきだと思う。
- ・質問を一人一つにするのは難しいが、1回30秒にするなど時間制限を設けるとまとめて話すくせがつくのではないかな。
- ・議決をする際は事前に必ず賛成反対意見の討論を行って欲しい。
- ・議事録は事前に読みたいので事前配布してほしい。
- ・条例案の全体像が今どのような形で修正されているのか、全体像を見たい。
- ・多忙だとは思いますが、もう少し時間を割いて欲しい。

◇議事・記録

1. 開会

2. 第13回会議の振り返り

■第13回会議の振り返り

- ・前回は条例をつくる上での議会について勉強したが、議会の仕組みが理解できた、議会改革の説明がわかりやすかったという意見があった。一方で、議会との関わりがまだ理解できていない、常任委員会を傍聴できるようにしてほしいという意見があった。
- ・前回は今後の議題を出したが、日程が迫ってきて落ち着かない、時間が足りないという意見が多く、できるだけ議論の時間を作ろうという意見が出た。
- ・条例案について、最終的に一字一句精査する必要があるという意見があった。
- ・条例ができるとまちづくりの過程でどう役立ち、いつ必要になるかのイメージがわかれば、第3章の自発的な活動や情報発信の部分につながるという意見があった。
- ・前回会議では条例をつくる上で重要な指針をまとめたが、詳細部分の議論に入ると忘れがちになるので意識しながら進める。
- ・ワーキンググループの方から、行政も条例で心を一

- つにしたいので行政の発言を活かしたいという意見も出ている。条例で定めるのは市民だけではなく行政の役割と責務についても定めるので、立場は違えど同じ野々市を良くする仲間として意見を出したい。
- ・今後の議題は、まず市政とまちづくりの言葉を整理して使い分ける。地域活動と市民活動をどう整理するか。この条例が市民の自発的な活動をどう後押しするのか明らかにして条文にしたい。市民憲章、協働指針という「野々市がこうありたい」と定めるものがあるが、条例との整合性が必要。市民や行政や議会など色々な主体があるが、主語を整理したい。協働に関連する言葉は同じようなものが違った意味で出るので、語句の意味を統一したい。第4条の基本理念の条文の中身を整理したい。第9条の行政の役割と責務について、シンプルにするために議論したい。第13条の人材育成の条文の整理をしたい。
- 以上の意見のほか、前回会議までの持ち越し議題、他の委員からの意見書を含め20以上の議題が出た。
- ・住民投票の記述については条文から削除で議決した。
- ・前回会議のあと、市長提言について、事務局と藤田会長、神谷先生と提言書案を作成した。林委員から提言書案に関しての意見が出た。

3. 提言書案についての意見交換

■提言書案の説明（※提言書案参照）

藤田会長、事務局、神谷先生、森山で案をまとめた。提言書は、現時点での条文案の状態、現在こういう骨子で進んでいることを報告するもので、最終案ではない。提言に文章を入れるかどうかを議論する。骨子案がそのまま進むのではなく、加筆や修正が行われる。

【提言書案の内容】

- ・市長へ提出する提言書案には、条例策定委員会を14回開催したこと、委員会での取り組みを書いた。
- ・まちづくり基本条例がこのようになることが望ましいと、条例づくりにおける指針を書いている。
- ・この条例ができることでどのような町を目指すかは、これまでの委員会で作った合言葉から、みんなが大好きでずっと自慢できるまち、市民がまちづくり活動をしやすいまち、住んでいる人が仲良く助け合えるまち、市民・議会・行政が前向きに連携できるま

ちという4点を書いた。

- ・条例の骨子は、前文及び第1章、第2章、第3章、第4章の中に、内容を簡単な文章で表した。
- ・前文には野々市の歴史や条例制定に係る経緯、基本的な考えなどを盛り込む。
- ・第1章の総則では、野々市の目指すまちづくりの理念を定めた。具体的には、基本条例の目的、本条例の定める内容を理解するために必要な用語の定義、他の条例・規則との位置関係などを盛り込む。
- ・第2章はまちづくりの主体の役割と責務について、野々市市のまちづくりの担い手となる市民、議会、行政の役割と責務について書いた。
- ・第3章の自発的な活動は、野々市市のまちづくりが市民の自発性を基本とすることを書いた。さらに、連携や人材育成の促進を通じて、協働のまちづくりを目指すことを盛り込む。
- ・第4章の情報の共有は、協働のまちづくりを推進するために情報の共有が重要であること、そのために積極的な情報発信と情報収集、情報共有の仕組みづくりについて定める。
- ・第5章は話し合いの場と決め方で、第3章で定めた協働のまちづくりを推進するために、市民が主体的にまちづくりの場を設けることができること、広く市民が参加できる場をつくることを定める。前回会議で住民投票を削除したが、住民投票の存在がこの章のタイトルに影響するので、ここでの議論が必要。
- ・市民が主体的にまちづくりの場を設けることができることが書かれていないという指摘があり、整合性をどうとるか議論が必要。
- ・第6章の見直しと委任事項は、条例の検証及び見直しを定期的に行うことを盛り込む。また、条例が確実に推進されるように、具体的な実践に努めることと委任事項について定める。

■条例案に対する意見と修正点

- ・最初の文章の3行目に、「市民・議会・行政の役割」とあるが、条文と合わせて「市民・議会・行政の役割と責務」と書けばどうか。
- 「市民・議会・行政の役割と責務」に変更。
- ・「このたび、現時点での検討内容をもとに条例策定に係る提言を」とあるが、「現時点で」という言葉

は当たり前なので不要ではないか。

- 「これまでの検討内容をもとに」に変更。
- ・条例作りの指針の「市民主体」という言葉が堅いので「市民」という言葉でわかりやすくしてはどうか。
- 「主体」と書くことで堅苦しくなり、削除するとシンプルになる。賛成多数で「主体」を削除
- ・条例で目指すまちの姿で、「前向きに連携できるまち」とあるが、「前向き」という言葉は必要か。
- 「前向きに」という言葉は削除、「市民、議会、行政が連携しやすいまち」に決定。
- ・骨子の前文の「野々市の歴史や条例制定に係る経緯」とは何を想定しているか。これはワーキンググループから出た前文案の3つには無い表現である。
- ・第1章の総則の、「他の条例・規則との位置関係」とは何を想定しているか。
- まちづくり基本条例を、他の条例との間で最高規範として位置づけるかどうかという意見。持ち越し。
- ・第3章の自発的な活動の「連携」について具体的に記載すべきだが、議論できていない。
- 連携は、条例案の第12条に、市民、議会及び行政は、互いに個性や能力を発揮できるように尊重し、連携・協力する協働のまちづくりを進めるという意味。国や県や他市町村との連携についてはこの委員会で議論して合意していないので、骨子案には含まれない。
- 市民、議会、行政という言葉を入れる
- ・第3章の「協働のまちづくり」は、条文案の中で「協働のまちづくり」「協働によるまちづくり」「市民との協働によるまちづくり」「市民主役のまちづくり」など、色々な言葉が出ている。まず協働という言葉の方針として出すかという議論が必要。
- 協働のまちづくりを目指し、推進するために情報共有の場や話し合いの場が必要という流れで、第4章、第5章を展開している。
- ・条例で目指すまちの姿の「シンプルで読んでみたいと思える条例」は「市民の言葉でわかりやすく市民みんなに伝わる条例」と同じなので前者を削って3つにまとめてはどうか。
- 「シンプルで読んでみたいと思える条例」は削除。
- ・1と3にある「望ましい」という表現は「～してほしい」という意味で、委員会で提言をまとめて出す

- ので表現として「目指す」という言葉が適切では。
- 条例作りの指針の「望ましい」は条例がこうあってほしいという意味。条例の骨子案の「望ましい」は作る側が目指すという意味で、主語が違う。別案で、「まちづくり基本条例は次のことに留意して策定すること。」。条例で目指すまちの姿、条例の骨子案の前にある「-」の線も削除。
- ・3章には「行政は市民の自発的な活動に対して適切な支援を行う」を加えてはどうか。第10条の行政の役割にも入るが、行政は市民の自発的な活動に対して、行政も必ず力添えすることを印象づけたい。
- 提言書案は条文の抜粋なので、この文章を入れると、提言書案を条文のように細かい文章で書くことになる。市民の自発性だけという誤解がないように提言。
- ・第3章の「連携」を「市民・議会・行政の連携や人材育成」にすると具体的になる。
 - ・第5章話し合いの場と決め方（市民が主体的にまちづくりの場を設けることができること）で、行政が関係なく市民が問題だと思ったことに対し、自分達でまちづくりの場を作っているのではないのか。
- 委員会で議論していない内容なので（）表記。第3章の自発的な活動にもつながるので条例のどの部分で書くかが重要。話し合いの場と決め方で決定。
- 策定委員会の意見ではないので、現時点では（市民が主体的にまちづくりの場を設けることができること）は削除。



【話し合いの場と決め方について】

- ・議決をする際には必ず討論を行う。また、前回会議で、住民投票を条例に入れたいという意見がなかったため、その場で賛成多数で住民投票についての記述をなくすことを議決した。これから意見が割れることがあるが、その際には両方の立場で意見を出し

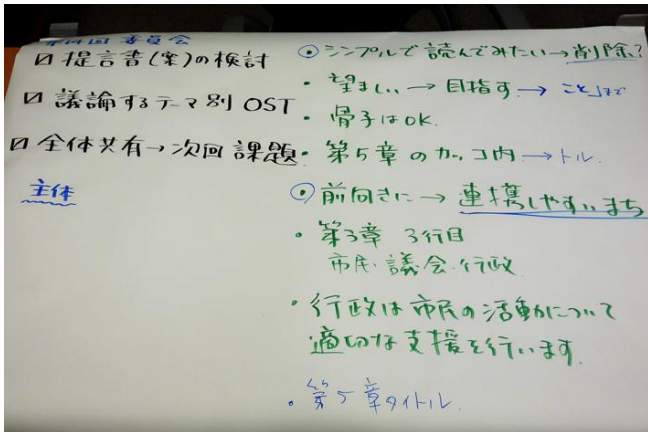
て討論した上でどうするかを決定する。

- ・出席した人だけで結論を出すのは不公平ではないか。条例づくりの指針が出されたとき、皆は一度合意していた。欠席裁判にならないように、皆で一度合意したことに対して修正するときは、理論付けして整合性をとってほしい。
- 決めた事を再度さかのぼると議論が堂々めぐりになる。だからこそ上がってきた議題を今決めることが、話し合いの場と決め方のルール。この委員会では、最初に、会議後に意見があった人は会議と会議の間に提出し、議決は会議の場でのみ行うことを決めているので、基本的にこの会議で決める必要がある。
- ・決め方は審議会など参加の場で決める。前回会議で、最終的に議会で決めることを習ったので、それののつとる。市民が話し合いの場にいかに参加するかはある程度イメージする必要がある。第3章の文章と、第5章の表現を確認する必要あり。
 - ・まちとして決めることは議会の決定による。内灘町で、住民参加が進みすぎて、議会軽視だとして条例が否決されたポイント。案作りは市民が、最終的な議決は議会が行う。法治国家なので、法によってルールを決める。野々市はまちづくりのルールをつくらうとしているので、誰が話し合っとう決めるのかということについて議論する必要がある。

【提言書案修正点まとめ】

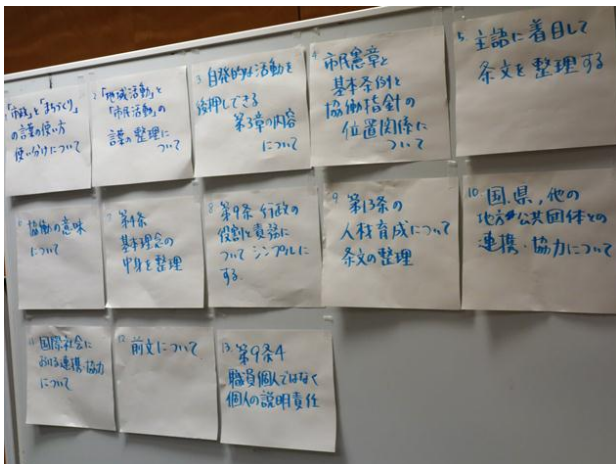
- ・最初の文章の3行目に「市民・議会・行政の役割」に「責務」を追加
- ・最後から2行目の「現時点での検討内容をもとに」を削除、「このたび、条例策定に係る」に変更。
- ・条例づくりの指針は「シンプルで読んでみたいと思える条例」を削除して3項目にする。
- ・条例で目指すまちの姿の「-」を削除
- ・条例の骨子案の「-」を削除
- ・条例策定の経緯は書いていないが市民・議会・行政が協働のための仕組みを果たすことが不可欠になってきたというのが経緯。
- ・前文は、「野々市市の歴史や条例の基本的な考え方などを盛り込みます」に変更。
- ・第3章の自発的な活動の行政の支援に関しては入れるかどうか検討、入れない場合もあり得る。

- ・第5章は（市民が主体的にまちづくりの場を設けることができること）の文章をとる、タイトルは「話し合いの場と決め方」。第3章で定めた協働のまちづくりを推進するために、広く市民が参加できる場をつくることを定める。



4. 持ち越し議題についての議論

各グループにつき話し合う議題を2つ選んで議論した。



■ 1 グループの発表

【国や県、他市町村との連携】

連携や協力自体は、条例の有無に関わらず、行政が主役になって必ずするべきことで、他の自治体の条例に盛り込まれていても不思議ではないが、市民が主役のまちづくり条例にどう関わるのかが分からない。他に何か書かなければならないことがあり、シンプルな条例にしたいのならば、優先順位からは漏れる。

【国際社会における連携・協力について】

自治体ではなく留学生やホームステイなど市民レベルでの連携を想定しているが、まちづくりにどう関わることがわからない。他の自治体の条例での国際連携については、外国の文化や歴史、芸術の中から学ぶべきものがあり、市民は吸収してまちづくりに活かすとあった。しかし、条例の中で必ず位置づけるものなのか、市民個人に任せれば良いのではないかと。シンプルな条例にしたいのならば、優先順位からは漏れる。

■ 2 グループの発表

【地域活動と市民活動の言葉の整理】

地域活動は、町内会や保存会など地域に根ざした活動をする団体のことを意味し、市民活動は、地域にとらわれずに考え方を同じくする個人の集まりと捉えた。

【協働の言葉の整理】

市民と行政が住み良いまちづくりのために、お互いの役割と責任の分担を行い、相乗効果をあげながら協力して取り組むという協働指針の通りで、これ以上はまだ議論できていない。協働指針との整合性をとりたい。

■ 3 グループの発表

【市政とまちづくりの言葉の使い分け】

市政は市長、まちづくりは市民、両者の橋渡しをするのが議会。この理論づけができていれば、条文づくりでひっかからない。これを条文に盛り込む必要はないという前提があり、皆が理解し使い分けをすれば良い。

【主語に着目して条文を整理する】

条例の主語を全て赤字にして直すと、なぜここだけ市民がないのか、議会が入っていないなど、気になる部分があるので、もう少し整理してほしい。「市民、議会及び行政」という文が、議会と行政がひとくくりに見えるが、この表記にした意図はあるのかが気になる。

■ 4 グループの発表

【前文について】

条例づくりの指針に「読んだだけで野々市とわかる、野々市らしさ、若さのある条例」とある。以前出された3つの前文案は、歴史と文化の部分が多くて重く、

若さがないので、若者が読みにくい。住みやすさなど現状の姿も盛り込み、発展する内容でも良い。

【人材育成について】

次世代のまちづくりの担い手である子供たちとあるが、実際の次世代のまちづくりの担い手は、子供より少し上の世代、子供の親や20代や30代の若い世代なので、入れて欲しい。

→子供の育成とは別に大人の人材育成についても定め方がよいという議論が出ている。まちづくりは人づくりとも言うほど人材育成は非常に重要。

■まとめ

議題は、委員から出された議題と、森山が書き足した14番以降の議題、意見書で出た議題がある。議題を一覧にして、どこまで議論できたかわかるようにしする、その案を見て確認しながら最終案にする。

提言書案を修正したものを委員に同意をとり、スケジュールを調整して市長に提言することで合意した。

5. 閉会

■神谷先生より

今回は、提言がどのような中身になりそうかを確認して、個別の条文を検討したが、全体像を見るのが重要。第12条の連携と第17条はほぼ同じなので、提言書の構成を考える際に重なる部分はどう処理するのか、重なるのであれば前の方にまとめてはどうか。

■森山コメント

神谷先生と会長と事務局の皆さんで提言書案をつくる段階で同じことを感じた。抜けていると感じたので、（市民が主体的にまちづくりの場を設けることができること）と入れた。細かい部分ばかりを見ると大事なことを見落とすので、細かい話と全体の話を両方見ながら精査したい。

■藤田会長より

現在は、ワーキンググループがつくった条例案をもとに議論している状態だが、出された条例案自体が正しいかどうかもう一度皆さんに検討してほしい。条例の文面よりも、委員には、入れたいと思う項目の提案

を書いて欲しい。提言後に、条文の変更が出て来る。このままいくとどうなるかというのは常々思うが、今回は皆の熱い想いでまとまった。市長には盆までに一度話をしたい。次回までにまた考えてほしい。